

第2節

国民と自衛隊を結ぶ活動

自衛隊は、わが国の防衛など防衛大綱に示された主要な役割のほかに、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、国民とかかわる分野で、民生支援として、その組織、装備、能力を生かした様々な協力活動を行い、国民生活の安定の一翼を担っている。これらは、国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めるものでもあり、相互の協力、連携の意識を育むとともに、防衛基盤の充実・強化に寄与している。また、これらの活動は、隊員に日頃から国民生活に役立っているという誇りと自信を与えている。

本節では、国民とかかわりの深い市民生活の中での活動、国民からより一層の信頼と協力を得るために行っている防衛庁・自衛隊の広報活動、公正で民主的な行政の推進に資する情報公開の状況などについて説明する。

1 市民生活の中での活動

危険物の処理

不発弾は、今日なお、全国各地で土地開発や建設工事などの際に発見されている。

陸自は、地方公共団体などの要請を受けてその処理に当たっている。昨年度の処理実績は、件数3,052件（平均すれば週約59件）、量にして約60トンである。特に、沖縄県での処理量は、約25トンと全国の処理量の約42%を占めている。

また、海自は、第2次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海を行ってきた。この結果、危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了（約99%完了）した。現在は、地方公共団体などの要請を受けて爆発性の危険物の除去や処理に当たっており、昨年度の処理実績は、機雷3個を含む16,792個（平均すれば週約322個）、量にして約111トンである。

なお、発見された不発弾が化学弾である場合には、自衛隊は基本的には処理する能力はないが、福岡県^{かん}荊田町^{だまち}で行っているように引揚げ・運搬・検知などにおいて可能な範囲で協力している。

医療面での活動

防衛医科大学校¹（埼玉県所沢市）では、医学の教育・研究に役立てるための病院が設置されている。ここでは、広く一般の市民の診療も行うほか、第3次救急医療施設である救命救急センター²が運営されており、地域医療にも役立っている。また、自衛隊は、全国16か所に自衛隊病院³を設置するとともに、師団^{しだん}、地方隊、方面隊などの主要部隊にも衛生部隊を保有しており、医療を含む各種衛生機能を持っている。さらに、地方公共団体などからの要請があれば、これらを活用し、災害発生時の救急医療、防疫^{ぼうえき}などにも努めている。



硫黄島沖で行われた機雷処分訓練（昨年6月）

1 本章1節1（p261）参照。

2 重傷や重体、危篤疾病者の医療を行うための施設。

3 自衛隊病院の一部では、広く一般市民の診療も行い地域医療に貢献している。

調査研究の分野では、陸自開発実験団部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市）が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を行っており、また、防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、救命・救急医学に関する研究などを行っている。これらの部隊などは大学や研究機関などの要請に応じ、講師を派遣するなどして、長年培った知識・技術を社会に提供している。



航空医学検査を受ける隊員

運動競技会に対する協力

自衛隊は、関係機関から依頼を受け、任務遂行に支障を生じない限度において、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力している。このほかにも、マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを行っている。



アジア冬季競技会でコース整備を行う隊員

教育訓練の受託など

自衛隊は、その特性上、特殊な技術や教育訓練施設を有していることから、部外から教育訓練の依頼を受けた場合、任務遂行に支障を生じない限度において、自衛隊員以外の者に対する教育訓練を行っている。

具体的には、警察、海上保安庁や消防職員に対するレンジャーの基礎的な訓練、水中における捜索や救助法、化学災害などへの対処要領の教育、警察や海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練である。また、防衛研究所や防衛大学校研究科⁴では、民間企業や他省庁などの職員の教育を受託している。

4 本章1節1（p261）参照。

輸送業務

自衛隊は、関係省庁などからの依頼に基づき、陸・海・空自衛隊のヘリコプターや政府専用機などにより、国賓や内閣総理大臣などの輸送を行っている。

さらに、厚生労働省が行う硫黄島⁵戦没者の遺骨収集などに対する輸送の支援なども行っている。

政府専用機については、天皇皇后両陛下が外国訪問される際に使用されるほか、内閣総理大臣が外国訪問する際に使われている。



訓練中の政府専用機

5 小笠原諸島南端に位置し、第2次世界大戦において激戦が繰り広げられた島。

国家的行事での礼式など

自衛隊は、国家的行事などにおける天皇・皇族、国賓などに対して儀じょう、と列、礼砲⁶などの礼式を行っている。諸外国からの国賓に対する歓迎式典などにおける儀じょうや礼砲は、国際儀礼上欠くことのできないものである。

6 儀じょう：国としての敬意を表するため、儀じょう隊が銃を持って敬礼などを行うこと。
と列：路上に整列し、敬礼をすること。
礼砲：敬意を表するために大砲などで空砲を撃つこと。

南極地域観測への協力

防衛庁は65（昭和40）年の第7次観測から砕氷艦の運航などの協力を行っている。

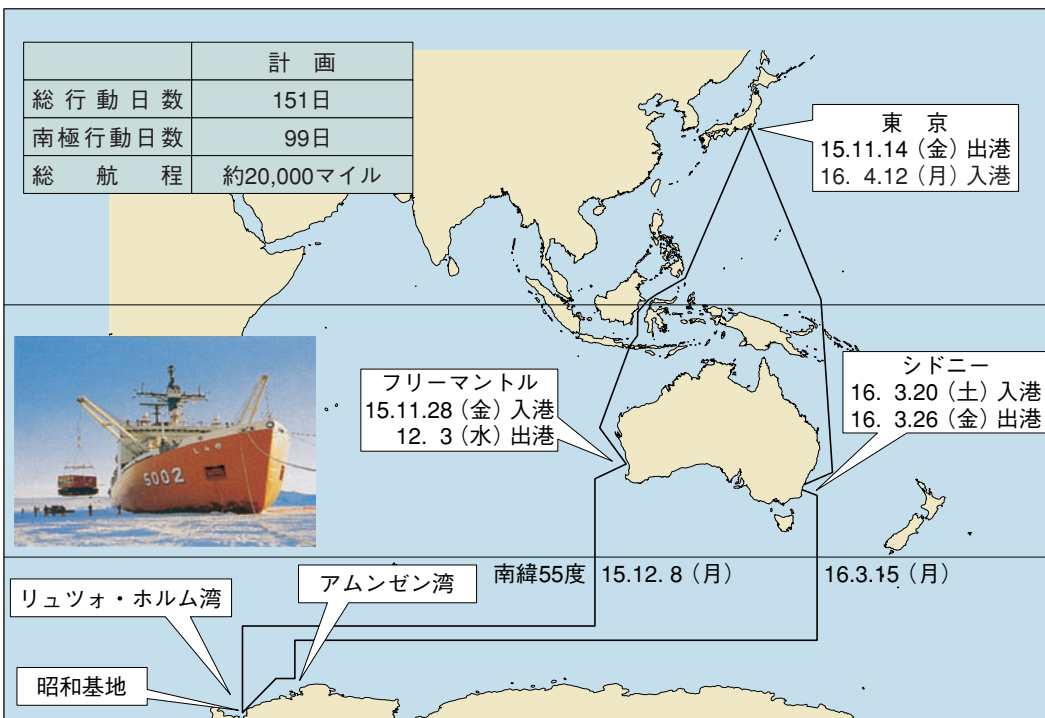
昨年11月から本年4月までの第45次観測支援では、砕氷艦「しらせ」が、観測隊員や物資約1,100トンの輸送を行ったほか、観測隊が計画する海洋観測、定常観測、研究観測について艦上観測支援などを行い、わが国の南極地域観測事業において大きな役割を果たした。

その総航行距離は、約2万マイルにも及んだ。砕氷艦「しらせ」は就役から21年目を迎え、各所に老朽化が見られることから、氷海と南極海域の厳しい自然環境を考慮して、政府は、後継艦の建造とヘリコプターの製造を計画中である。



観測活動に従事する隊員と「しらせ」

第45次南極地域観測「しらせ」の行動図



防衛庁・自衛隊による南極地域観測への支援

わが国の南極地域観測は、56（昭和31）年から、海上保安庁の観測船「宗谷」による輸送・観測支援の下、開始された。翌年に昭和基地が開設され、これまでにオゾン層の破壊や気候変動メカニズムなど地球環境に関するものをはじめとする様々な調査研究が行われた。63（同38）年8月の閣議において、南極地域観測支援は防衛庁が担当することが決定され、海自は昭和40年度第7次南極地域観測以降、毎年度砕氷艦による物資の輸送・観測支援を行っている。



砕氷艦「ふじ」（手前）と「しらせ」

砕氷艦「ふじ」と「しらせ」の活動実績

	ふじ	しらせ
支援期間	1965～1983	1983～現在
航行距離	約368,000海里 (地球約17周分)	約439,000海里 (地球約20周分)
輸送物資量	約8,800トン	約21,000トン
輸送人員	約800人	約2,500人

砕氷艦「ふじ」と「しらせ」の主要要目

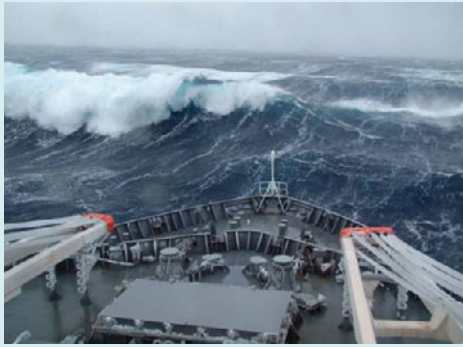
要目	ふじ	しらせ
全長	100.0m	134.0m
基準排水量	約5,250トン	約11,600トン
航続距離	15ノット／15,000海里	15ノット／25,000海里
観測隊物資搭載量	約500トン	約1,000トン
総乗組員 ()内は観測隊員などを示す。	約230 (50) 人	約230 (60) 人

現在支援を行っている砕氷艦「しらせ」は82（同57）年に就役し、「ふじ」の18年間の任務に引き続き、翌83（同58）年の第25次南極地域観測支援から任務を開始し、21年目を迎えている。この「しらせ」の名称は、日本初の南極探検隊隊長白瀬中尉の功績を称えて名付けられた昭和基地近くの白瀬氷河に由来する。

これまでの南極地域観測への支援に加え、85（同60）年には、南極付近において氷海に閉じこめられたオーストラリアの観測船「ネラ・ダン」号を、99（平成11）年には同じく「オーロラ・オーストラリス」号を同国政府の要請に基づき救出した。また、昨年には、日豪間のヨットレースに参加したオーストラリアのヨットの乗組員を救助した。



氷海を航行中の「しらせ」



南緯40度から60度にかけて続く荒天の様子（左）と艦首にかかる波の様子（右）

その他の協力

このほか自衛隊は、気象庁の要請による航空機での火山観測や北海道沿岸地域の海水観測など各種の観測支援、放射能対策本部の要請による高空の浮遊塵^{ふゆうじん}の収集や放射能分析、国土地理院の要請による地図作製のための航空測量などの支援を行っている。さらに、訓練の目的に適合する場合には、国や地方公共団体などの委託を受け、土木工事なども行っている。



海水観測を行う哨戒機（P-3C）

2 様々な広報活動

国際平和協力業務、艦艇のインド洋での活動、イラク人道復興支援にかかわる活動など、自衛隊の活動の場の広がりに伴い、国民の防衛に対する関心も高まり、自衛隊に対する意識も変化している。防衛庁・自衛隊の広報も、変化する国民の意識やニーズを踏まえつつ、自衛隊の実態がより理解されるよう努めている。また、今年は、防衛庁・自衛隊50周年の節目にもあたり、50周年を記念した観閲式や音楽まつりなど様々なイベントを計画している。

(1) マスメディアなどによる広報

防衛庁・自衛隊は、情報量が多く双方向性の通信が可能なインターネットによる情報提供・意見聴取¹、広報ビデオの作成、街頭大型スクリーンでの上映²を行うなど、マルチメディアを活用した広報に取り組んでいる。特に防衛庁ホームページへのアクセス件数は月約20万件に上り、国民の防衛庁・自衛隊の活動に対する関心の高さを示している。

また、防衛諸施策や自衛隊の活動などを説明したパンフレットの作成、報道機関への取

¹ 防衛庁ホームページ
(<http://www.jda.go.jp>)
陸・海・空自衛隊ホームページなどへのリンクも掲載。

² 昨年度、新宿アルタなどにおいて陸・海・空自衛隊のイメージビデオを放映した。

3 コラム参照 (p292)

材協力など自衛隊や防衛に関する正確な知識、情報の普及、提供に努めている。さらに、国民に対してより正確な情報をより迅速かつ適切に広報するため、本年3月に、内部部局、統合幕僚会議、陸・海・空各幕僚監部に報道担当官を置いた³。なお、イラク人道復興支援にかかわる活動においても隊員の安全確保との調和を図りつつ、自衛隊の活動に対する報道機関への取材協力を行っている。

コラム

解説

報道担当官

国の平和と安全の確保は、防衛庁・自衛隊のみで果たせるものではなく、広く国民の理解と支持があって初めて成り立ちうるものであり、そのための広報活動は重要である。

最近の例で見ると、イラクにおける活動など、防衛庁・自衛隊に対する国民の関心は一層高くなってきており、わが国の平和と安全の確保を任務とし、国民に対する説明責任を負っている防衛庁・自衛隊としては、報道機関に対する情報発信を強化することが急務となっている。また、自衛隊の活動や大規模災害など時々刻々と流動する事態については、タイムリーな情報発信が必要である。

そこで、本年3月から、より正確な情報をより迅速・適切に広報し、報道機関の要望に一層柔軟に対応できる態勢を整備するため、①報道機関に対する日常又は緊急のブリーフィング、②防衛庁幹部の記者会見の補佐、③インタビューへの対応、④報道対応のあり方に関する企画立案を担当する「報道担当官」を内局、統幕、各幕に設置した。

設置以降、報道担当官は、たとえば、C-130H輸送機による空輸活動やユーフラテス川氾濫に伴う応急復旧活動などイラク派遣部隊の活動状況などのブリーフィングを報道機関に対し行っており、従来から実施している記者会見とあわせ、より正確な情報をより適時適切に提供することが可能となった。



記者に対してブリーフィングを行う内局の報道担当官

(2) イベント・施設などによる広報

防衛庁・自衛隊は、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動も行っている。この活動には、毎年富士山麓で行われる陸自の総合火力演習や、各地での海自の護衛艦による体験航海、空自の基地航空祭での航空機の展示飛行などがある。また、防衛庁・自衛隊は、自衛隊記念日行事として、「自衛隊音楽まつり」⁴や観閲式、観艦式などを行っている。昨年の「自衛隊音楽まつり」は、在日米陸軍軍楽隊・米空軍合同軍楽隊、韓国陸軍軍楽隊の参加を得て日本武道館で開催し、延べ約4万1,000人が来場した。今年は、防衛庁・自衛隊が発足して50周年を迎えることから、「防衛庁・自衛隊50周年記念音楽まつり」として実施することを計画している。

観閲式などについては、96（平成8）年以来、陸・海・空自衛隊が交互に主担当となつて、観閲式、観艦式、航空観閲式を行い、自衛隊の装備や訓練の成果を国民に紹介している。昨年は、海自が観艦式を行い、約4万4,000人が来場した。また、今年は、陸自の担当

4 各自衛隊の音楽隊、儀仗隊、防衛大学校学生などが出演する音楽イベント。毎年11月頃開催。

による防衛庁・自衛隊50周年記念観閲式を計画している。

全国に所在する駐屯地や基地では、部隊の創立記念日などに、装備品の展示や部隊見学、航空機への体験搭乗、音楽隊によるコンサートを行う⁵ほか、広報館や史料館などの施設⁶を公開している。防衛庁本庁が所在する市ヶ谷地区（東京都新宿区）では市ヶ谷台ツアー⁷において、極東国際軍事裁判（東京裁判）の法廷や旧陸軍大臣室（前陸自東部方面総監室）として使用された施設などを移設復元した市ヶ谷記念館、慰霊碑地区（メモリアルゾーン）⁸、広報展示室を公開している。

(3) 体験による広報

自衛隊は、民間企業などからの依頼を受け、体験入隊を行っている。これは、自衛隊の駐屯地や基地に2～3日間宿泊し、隊員と同じような日課で自衛隊の生活や訓練を体験するものである。昨年度の体験入隊者は、約5万8千人にのぼる。体験入隊に参加した人からは、部隊における規律正しい行動や厳しい訓練の一端に直接触れ、普段の生活では得ることのできない貴重な経験をしたとの声が数多く寄せられている。

また、青少年、大学生、20代の女性をそれぞれ対象とした自衛隊体験ツアー⁹なども行っている。

(4) 隊員による広報

隊員は、市民や地方公共団体などが主催する様々な行事に参加するなど、地域社会に溶け込むよう努めている。さらに、多くの隊員が、個人的にスポーツ競技の審判や指導員¹⁰を引き受けるなどして、地元の人々との交流を深めている。また、全国に所在する駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放している。



移設復元した市ヶ谷記念館



大学生ツアーでロープ訓練を指導する隊員

⁵ イベント情報については、防衛庁、陸・海・空自衛隊ホームページ及び各部隊のホームページからのリンク参照。

⁶ 主要な施設としては、市ヶ谷記念館のほか、陸自広報センター（朝霞）（東京都練馬区）、海自佐世保史料館（長崎県佐世保市）、海自歴史資料館（鹿児島県鹿屋市）、空自浜松広報館（静岡県浜松市）がある。（巻末参照）

〈イベント情報〉

〈<http://www.jda.go.jp/j/events/index.html>〉

⁷ 本年5月末現在、119,629人が来訪。

見学ツアーの問い合わせ先：防衛庁長官官房広報課

電話番号 03-3268-3111

（内線21904又は20303）

⁸ コラム参照（p268）

⁹ 陸・海・空自衛隊の生活を体験するなどのツアー（ツアー情報は、前述のイベント情報アドレスを参照）。

¹⁰ たとえば、自衛隊員で構成するサッカーチーム（関東サッカーリーグ1部）厚木マークスのメンバーは、サッカー指導も行っている。

3 情報公開制度の適切な運用

行政機関情報公開法¹は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図ることで政府の諸活動を国民に説明するとともに、国民の的確な理解と批判の下に公正で民主的な行政の推進に資することを目的としており、防衛庁・自衛隊は、同法に基づき業務を行っている。

防衛本庁では、01（平成13）年の行政機関情報公開法の施行以来、防衛本庁（市ヶ谷）と全国7か所の自衛隊地方連絡部の合計8か所に情報公開窓口を設置し、保有する行政文書について、開示請求書の受付や開示の実施などを行っている。防衛施設庁においても、本庁、各防衛施設局と各防衛施設支局の合計12か所に情報公開窓口を設置し、同様の業務を行っている。

なお、防衛庁・自衛隊では、02（同14）年5月の情報公開開示請求者リスト事案を踏まえ、再発防止策²を着実に実施している。

¹ 正式名称は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」。

行政機関情報公開法では、防衛本庁と防衛施設庁がそれぞれ個別に情報公開にかかわる業務を行うよう規定されている。

なお、02（平成14）年には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」が施行された。

² 再発防止策

① 個人情報に関する教育研修（各種研修などにおける個人情報保護の周知徹底）

② 個人情報保護のチェック体制の充実（情報公開検査官による開示請求者の個人情報の取扱いに関する検査の実施）

③ 情報公開業務実施手続の改善